

2012年9月6日

内閣府
食品安全委員会プリオン専門調査会
座長 酒井健夫 様

新日本婦人の会
会長 笠井貴美代
文京区小石川5-10-20
電話 03-3814-9141

米国産牛肉の輸入条件を緩和する答申案を正式決定せず、 これまでの基準を緩めず、さらに厳しいものにしてください

9月5日、米国産牛肉の輸入条件を現行の20ヵ月齢以下から30ヵ月齢以下とすることについて検討してきた貴調査会が、「人への健康影響は無視できる」と規制を緩和する答申案を了承した、との報道がありました。

これまで食の安全を願い、行動してきた女性団体として、強く抗議するとともに、調査会での討議を継続し、規制緩和の答申案を正式決定しないこと、これまでの基準を緩めず、さらに厳しいものにすることを求めます。

日本や米国でも「非定型BSE」が発見されながら、その原因が不明であり、調査会でも委員から「引き続き監視体制が重要」と強調されたと聞いています。日本では、消費者からの強い要望により今なお全頭検査を続けていますが、米国では1頭ごとのトレーサビリティがなく、検査も屠畜頭数のわずか0.16%程度という状況です。さらに飼料規制も始まったばかりです。識別システムが不十分な米国で、「30ヵ月齢以下」をどうやって担保できるのかとの指摘もあります。

食の安全を確保するためには、不明なリスクがある場合は厳しい「予防原則」を徹底することが求められます。しかし、これまで頭部・脊髄など特定危険部位の除去対象を「全月齢」としていたものを、「30ヵ月齢超」と変更することも重大です。

国民の健康や命を脅かす、このたびの答申案を撤回し、これまでの基準を緩めず、さらに厳しいものにするよう、重ねて強く求めます。